平成２９年（フ）第６５４２号
東京都調布市国領町１丁目13―10―501
破産者　木本ひとみ（旧氏名木本一美）
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６５５７号
東京都大田区下丸子２丁目32―５―303
破産者　一海　　徹
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６５５８号
東京都大田区下丸子１丁目６―５―204
破産者　一海由紀子
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６２６号
東京都渋谷区渋谷１丁目４番６号
破産者　株式会社コロンビア・ブレーン・インスティテュート
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６２７号
東京都渋谷区渋谷１丁目４番６号
破産者　株式会社ピービーパシィフィック
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６２９号
東京都台東区元浅草４丁目３番13号、商業登記簿上の本店所在地千葉県市川市真間３丁目６番８号
破産者　株式会社サンワエンジニアリング
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６３０号
千葉県市川市真間３丁目６－８
破産者　芋野　泰司
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６５４号
東京都大田区下丸子２丁目32番５号　三栄ビル303
破産者　有限会社一海建具製作所
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７１８号
東京都港区赤坂６丁目10番33号　チュリス氷川坂516号、住民票上の住所東京都港区南青山１丁目15―18―104
破産者　西石垣文江（旧姓今田）
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７２３号
東京都武蔵野市境南町２丁目４番14号　平石ビル１階
破産者　有限会社Ｒｙｕ’ｓ　Ｄｉｎｉｎｇ
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７２４号
東京都三鷹市野崎２丁目４―20―103
破産者　高野　浩平
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７３２号
東京都千代田区麹町５丁目４番11号
破産者　株式会社彩鳳社
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７３７号
東京都世田谷区南烏山６丁目30―24―205
破産者　三浦　宏之
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７５８号
東京都新宿区下落合３丁目６番24号
破産者　株式会社パレルモ商会
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２４６号
東京都江戸川区中葛西８丁目11―16　アセンズシティ３　402、住民票上の住所東京都江東区東砂２丁目15―８―814
破産者　柴田　政人
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３９２号
東京都練馬区豊玉北２丁目11―１―302
破産者　佐藤　里英
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７４３０号
東京都葛飾区亀有２丁目54―10―３Ｆ
破産者　神谷富士子
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７４５０号
東京都豊島区南長崎３丁目２―17―304
破産者　ティン　ティン　チョエ
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７４６０号
東京都世田谷区経堂３丁目３―17
破産者　本田　結子
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７５０８号
東京都北区中里１丁目８―３―401
破産者　松下　武義
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７５７１号
神奈川県川崎市多摩区宿河原２丁目４―16　ア・ボートルサンテ　Ｅ　406
破産者　渡部　泰博
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７５７４号
東京都練馬区練馬３丁目２―５―1006
破産者　嘉野　稔之
1　決定年月日　平成29年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部